

清瀬市テニス協会規約

(名 称)

第1条 本団体は清瀬市テニス協会と称し、清瀬市体育協会に属する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は事務局長宅におく。

(目 的)

第3条 本協会は、テニス競技の普及・発展を図るとともに、テニス競技を通じて市民の親睦、体位・技量の向上、及びスポーツ精神の高揚に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 市民テニス大会の開催
2. 講習会の開催
3. 練習会の開催
4. 対外試合への参加
5. テニス施設の設置促進
6. その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本協会の会員は、清瀬市内に居住、勤務または通学するテニス愛好者であって、第3条の目的に賛同する者及び特別会員から成る。

(入会及び退会)

第6条

1. 本協会に入会する者は、所定の入会願に入会金を添えて事務局へ申し出、理事会の承認を得なければならない。
2. 本協会を退会する会員は、所定の退会届けを事務局へ提出しなければならない。退会の際、納入済みの入会金等は返却しない。
3. 会員が協会の秩序を乱し、または故なく会費を滞納するなど会員として不適当と認められる場合には、会長は理事会の議を経てこれを除名することができる。

(役員等)

第7条 本協会に下記の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
理 事	25名以内
監 査	2 名

1. 会長は当協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行出来ない場合は、その職務を代行する。
3. 事務局長は当協会の健全な財政運営にあたる。
4. 事務局次長は事務局長を補佐する。
5. 理事は当協会の運営事業を企画・立案し、これを遂行する。
6. 監査は会計状況を監査する。

(役員を選出)

第8条

1. 役員は総会において会員中より選出し、役員間の互選により前条の役職を担当する。
2. 理事の選出方法は理事会で別に定める。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。但し、再任は妨げない。
任期中に役員に欠員の生じたときは、役員会の決定に基づいて補充することができる。

この場合の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(協会顧問)

- 第10条 本協会には若干名の協会顧問をおくことができる。
1. 協会顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。
 2. 協会顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
 3. 協会顧問は当協会の運営事業に参加することができる。

(各種役員)

- 第11条 事業等の実施に必要な場合には、各種委員をおくことができる。
委員は理事会において選出し、会長が指名する。

(総会)

- 第12条 本協会には最高議決機関として総会（定期総会と臨時総会）をおく。
1. 総会は毎年3月に開催する。会長が必要と認める場合は臨時に行うことができる。
 2. 総会は会長が召集し、「市報きよせ」市民伝言板を通じて予告する。
 3. 総会の議長は出席者の中から選出する。
 4. 総会においては次の事項を審議、決定する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 役員改選
 - (4) 事業計画
 - (5) 予算案
 - (6) 規約改正
 - (7) その他
 5. 総会の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。但し可否同数の場合には議長がこれを決定する。

(理事会)

- 第13条 本協会には実行機関として理事会をおく。
1. 理事会は第7条に定める役員を以て構成し、会長が適時召集する。
 2. 理事会は総会の決定に基づき、事業等の細部を計画し、実行する。

(協会の経費)

- 第14条 本協会の経費は、入会金、年会費、補助金、寄付金その他の収入を以て充てる。
1. 入会金は2千円とし、主として事務連絡費に充てる。
 2. 年会費はボール代、コート使用料、対外試合参加費等に充てる。
 3. 入会金及び年会費の徴収方法は理事会で別に決める。

(会計年度)

- 第15条 会計年度は1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。なお決算は監査を受けたのち、総会において承認を得なければならない。

(規約の改正)

- 第16条 本規約の改正は総会の議決をへて成立する。

付則 1. 本規約は昭和56年（1981）4月1日より施行する。但し第1回総会が開催されるまでの間の会務の遂行は、当協会結成時の有志からなる前「清瀬市テニス協会」理事会が担当する。

付則 2. 昭和58年3月19日 第1次改正（1983）

付則 3. 昭和59年3月17日 第2次改正（1984）

付則 4. 昭和60年3月16日 第3次改正（1985）

付則 5. 平成7年3月18日 第4次改正（1995）

付則 6. 平成17年4月3日 第5次改正（2005）第10条 呼称

付則 7. 平成23年3月27日 第6次改正（2011）第15条 会計年度

付則 8. 平成27年3月1日 第7次改正（2015）第15条 会計年度